春日部市告示第69号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により、 同号イから二までのいずれかに該当する区域を次のとおり指定し、告示の日から施行する。

平成24年 2月16日

春日部市長 石 川 良 三

平成23年12月5日春日部市告示第553号(振動規制法第3条第1項の規定に基づく 地域の指定)により指定した地域のうち、次に掲げる地域又は区域

- 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種 中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商 業地域及び準工業地域並びに同号の規定による用途地域以外の地域
- 2 前号の規定する地域以外の地域であって、次に掲げる施設の周囲おおむね80メートル 以内の区域
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第 2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

春日部市告示第 280 号

平成 24 年春日部市告示第 69 号 (特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域の指定について)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成 27 年 6 月 23 日

春日部市長 石 川 良 三

- 1. 第2号の(2)中「第7条」を「第7条第1項」に改める。
- 2. 第2号に次のように加える。
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園